

法律的な諸手続き I

国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 法定相続と遺留分
- 法定相続分早わかり表
- 遺留分の割合
- 相続税早見表

法定相続と遺留分



遺言がないときは民法の規定に従って遺産を分割することが決められていますが、これを法定相続といいます（相続割合は別表を参照）。遺言があれば相続割合などを変更できるため不公平が生じかねません。全財産を特定の人に相続させ、法定相続人がゼロといった事態にならないよう、民法には遺言でそのような記述があっても法定相続人には、一定の分相続されるよう規定してあります。これを「遺留分」といい遺言による不公平が起きないようにしています。遺言者の自由になるのは全財産の2分の1で、残り2分の1は法定相続人に分割されるようになっています。ただし、故人の兄弟、姉妹、甥（おい）、姪（めい）が相続人の場合遺留分はありません。

（アドバイス）

財産には、不動産、預貯金などの「積極財産」と、借金などの「消極財産」があります。相続するということはこの両方を指し、どちらか一方は認められません。特に借金が財産となった場合、民法では「相続権の放棄」を認めています。相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述書を提出すれば認められることになっています。

法定相続分早わかり表

法定相続人	相続割合（×印はその人が存在しない場合）										
妻（夫）	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$	全部	×	×	×	×	×	×	×
子（第1順位）	$\frac{1}{2}$	×	×	×	全部	全部	全部	全部	×	×	×
親（第2順位）	0	$\frac{1}{3}$	×	×	×	0	×	0	×	全部	×
兄弟姉妹（第2順位）	0	0	$\frac{1}{4}$	×	0	0	×	×	0	×	全部

遺留分の割合	法定相続人	遺留分
	子供だけの場合	相続財産の2分の1
	子供と妻(夫)の場合	相続財産の2分の1
	親と妻(夫)の場合	相続財産の2分の1
	妻(夫)だけの場合	相続財産の2分の1
	親だけの場合	相続財産の3分の1
	兄弟姉妹の場合	なし

相続税早見表	■相続税早見表		
	相続人の取得金額	税率(%)	控除額
	1,000万円以下	10	0万円
	3,000万円以下	15	50万円
	5,000万円以下	20	200万円
	1億円以下	30	700万円
	2億円以下	40	1,700万円
	3億円以下	45	2,700万円
	6億円以下	50	4,200万円
	6億円超	55	7,200万円

法律的な諸手続きⅡ

国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 基礎控除
- 相続税から差し引かれるいろいろな控除
- 国民保険、社会保険（(健康保険)からの葬祭費の受給

基礎控除	<p>①遺産による基礎控除 (H27年1月1日より)</p> $3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人数}$ <p>②生命保険等の非課税限度額</p> $500 \text{万円} \times \text{法定相続人数}$ <p>③退職手当金等の非課税限度額</p> $500 \text{万円} \times \text{法定相続人数}$
相続税から差し引かれる いろいろな控除	<p>配偶者控除</p> <p>妻(夫)が相続した場合</p> <p>①1億6,000万円</p> <p>②配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかかりません。配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されますが、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。ただし相続税の申告書または更正の請求書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは税額軽減の対象になります。</p>

	<p>未成年者控除</p>	<p>満20歳未満の法定相続人が相続した場合(平成27年1月1日以降)</p> <p>10万円×(20歳－相続開始時の未成年者の年齢)が、その未成年者の相続税額から差し引かれる</p>
	<p>障害者控除</p>	<p>障害者である法定相続人が相続した場合</p> <p>10万円×(85歳－相続開始時の障害者の年齢)が、その障害者の相続税額から差し引かれる。特別障害者の時は、10万円を20万円に代えて計算する</p>
	<p>贈与税額控除</p>	<p>相続開始前3年以内に贈与を受けていた財産の価格が、相続税の課税価格に加算される場合 納めた贈与税額が差し引かれる</p>
	<p>相次相続控除</p>	<p>10年以内に2回以上の相続があった場合</p> <p>最初に納めた相続税の一定割合の金額を、2回目の相続税額から差し引かれる</p>
<p>国民保険、社会保険（健康保険）からの葬祭費の受給</p>  <p>葬祭費が支給されますので申告をしてください。</p>	<p>お葬式を出した喪家は葬祭費が支給されます。申告制になっていますので忘れずに申告しましょう。受給されるのは、国民健康保険の加入者、社会保険の加入者、もしくは健康保険に加入している扶養家族が亡くなったとき、争議の日から2年以内にそれぞれ所定の手続きをすれば受給されます。</p> <p>国民健康保険の場合、自治体により支給額が3万円～7万円(死亡した日から2年以内)と多少異なっています。社会保険の場合、加入者が在職中に死亡すると給与の1カ月分(10万円～98万円の範囲)が支給され、扶養家族が死亡すると一律10万円が支給されます。また、退職後3カ月以内に死亡した場合であれば、遺族へ1カ月分の給与分が支給されます。しかし、退職後に扶養家族が死亡しても10万円は支給されません。必要書類を完備して申請してから3～4週間で振り込まれます。</p> <p>(アドバイス)</p> <p>社会保険には、葬祭費が埋葬料と埋葬費に支給項目が分かれています。埋葬料は扶養家族に給与の1カ月分を限度として支給されるもので(上限有り)、在職中又は退職後3カ月以内に死亡した場合適用されます。埋葬費は第三者が受けとることができます。この場合も給与の1カ月を限度として支給され、在職中又は退職後3カ月以内の適用となります。但し、両方の請求はできません。請求は会社ではなく個人で行うこととなりますので忘れずに申告しましょう。その際、申請書類には会社印が必要ですが、もし会社印がなくても死亡診断書等の書類があれば請求できます。</p>	

法律的な諸手続きⅢ 国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 厚生年金と国民年金からの受給
- 生命保険の手続き
- 故人の確定申告
- その他（名義変更など）

<p>厚生年金と国民年金からの受給</p> <p>厚生年金→遺族 (遺族厚生年金)</p> <p>国民年金→遺族 (遺族基礎年金) (寡婦年金) (死亡一時金)</p> <p>国民年金は上記のいずれか一つが支給されます</p> 	<p>故人が厚生年金に加入していた場合、遺族に遺族厚生年金が支給されます。受け取れる遺族の範囲は、配偶者、子供、父母、孫、祖父母で、妻以外は年齢などの条件があります。故人が国民年金に加入していた場合、「遺族基礎年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」のいずれかが支給されます。別表の必要書類を完備して申請すると3ヵ月くらいで年4回に分けて2月、5月、8月、11月に支給されますので、必要条件支給対象を確認の上申請してください。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。</p> <p>(アドバイス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金被保険者である間に、病気、けがが原因で初診日から5年以内に亡くなったときは遺族厚生年金が支給されます。 ●遺族厚生年金と老齢基礎年金は65才以上に支給される場合のみ、両方受給できます。また、遺族厚生年金を受けている人が「老齢基礎年金」又は「老齢厚生年金」を受給できる年齢に達した場合、どちらかの得な方を選んで、両方受け取ることができますので年金窓口へ相談してください。
<p>生命保険の手続き</p>	<p>保険会社に被保険者の死亡を連絡後、「死亡保険金請求書」が送られてきますので、所定事項を記入し、必要書類を添えて提出します（必要書類は一覧表を参照）。書類に不備がなければ通常5日以内に振り込まれます。事故、変死の場合、死体検案書、事故証明など別途必要となりますので、保険会社へ確認してください。そのほかに、郵便局の「簡易保険」や勤務先の「団体生命保険」、会社経営者の「経営者保険」などに加入している場合は、申請手続き、必要書類が異なるので事前に確認しておきましょう。また、住宅ローンの契約者が亡くなると、生命保険会社で残債が支払われます。必ず申請してください。</p>
<p>故人の確定申告</p>	<p>故人の所得税の確定申告は「準確定申告」といい法定相続人が税務署に出向いて行ないます。相続人が2人以上の場合、同一書類で一緒に申告するかあるいは別々に申告しま</p>

	<p>すが、法定相続人が確定していない場合、相続人の中から代表者を決めて申告します。申告期限は死亡後 4 カ月以内なので必要書類を確認の上税務署へ出向いてください。この確定申告によって故人の所得税が決まりますが、負担するのは故人と最も近い縁者で、この負担額はその人の相続財産から債務として控除されます。また、故人がサラリーマンの場合は、勤務先で確定申告を行いますので手続きをする必要はありません。但し、年収が 1,500 万円以上だったり雑所得が 20 万円以上あったりする場合、確定申告の必要があります。</p>
<p>その他</p>	<p>名義変更するものを簡単に触れておきましょう。故人が世帯主の場合、電話、電気、水道、ガス、住居などの名義、故人の預貯金、有価証券、ゴルフ会員権などがあります。あらかじめ必要書類を用意しておいた方がスムーズに運びますので別表もしくは、担当窓口へ確認しましょう。</p>

法律的な諸手続きⅣ 国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 保険・年金などの手続き一覧
- 名義変更などの手続き一覧

保険・年金などの手続き一覧

種類		窓口	請求期間	支給対象	必要書類
生命保険		生命保険相互会社	3 年以内	契約者	印鑑・戸籍謄本・死亡診断書 請求書・最後の保険料領収書 保険証書・印鑑証明・除籍謄本 受取人の戸籍謄本
簡易保険		郵便局	5 年以内	契約者	印鑑・死亡診断書・簡易保険証書 最後の保険料領収書
社会保険	埋葬料	社会保険事務所	2 年以内	扶養家族	印鑑・被保険者証
	埋葬費			法定相続人	印鑑・被保険者証・死亡を確認できる書類
	家族埋葬費			被保険者	印鑑・被保険者証
国民健康保険		市区町村	2 年以内	遺族	印鑑・保険証・葬儀社の領収書
厚生年金	遺族厚生年金	故人の勤務先	2 年以内	扶養家族 (妻以外は年齢制限あり)	印鑑・戸籍謄本・死亡診断書 厚生年金手帳・遺族年金裁定請求書 年金証書・年金請求者の所得証

					明書
国民年金	死亡一時金	市区町村	2年以内	遺族で生計を共にした人	印鑑・住民票・戸籍謄本 国民年金手帳・銀行預金通帳
	寡婦年金			離婚10年以上の妻	印鑑・住民票・戸籍謄本 国民年金手帳・銀行預金通帳
	遺族基礎年金			18歳未満の子のある妻又は18歳未満の子	印鑑・住民票・戸籍謄本・死亡診断書 国民年金手帳・死亡一時金裁定請求書
労災保険	埋葬料	故人の勤務先	2年以内	扶養家族	印鑑・死亡診断書
	遺族補償給付		5年以内	扶養家族	印鑑・死亡診断書

名義変更などの手続き一覧

種類	窓口	請求期間	必要書類
銀行預金名義変更	銀行		印鑑・戸籍謄本・相続人全員の印鑑証明・遺産分割協議書・除籍謄本 預金通帳
郵便貯金名義変更	郵便局		印鑑・戸籍謄本又は相続を証明する書類・預金通帳
不動産登記	地方法務局		印鑑・住民票・戸籍謄本・遺産分割協議書
自動車登記	陸運支局		住民票・死亡診断書・移転登録申請書・自動車検査証 自動車検査証記入申請書・自動車損害賠償責任保険証明書 除籍謄本
電話加入権継承	電話会社		住民票・死亡診断書・電話加入権継承届・印鑑証明書・除籍謄本
確定申告	税務署	4ヶ月以内	印鑑・決算書（事業主）・その他の所得内訳票・源泉徴収票 生命損害保険領収書・医療費領収書 申告者と確認できるもの（免許証など）

※死亡診断書はコピーで手続きが済む場合もあります。